

結婚相手紹介サービスのトラブル 契約内容、料金よく確認

結婚を考える男女が出会いを求める機会を得る手段として、結婚相手紹介というサービスを利用することがあります。また、最近ではサービス利用者ではなく、親が子どもに代わり契約するケースも見受けられます。結婚相手紹介サービスの多くは、契約期間が長期にわたることも多く、トラブルが後を絶ちません。

▼入会した結婚紹介所では、お見合い相手との連絡は紹介所を介して行うことになっている。しかし、担当者が積極的に動いてくれず話が進まない。中途解約を申し出たが返金額に納得できない。（40代・男性）

▼親が私に相談もなく、勝手に結婚紹介所に申し込んだ。親は1年分の利用料30万円をすでに支払っていた。私は別の結婚相談所に入会しており親に不必要であると伝えたが「2カ所ですべて入っていただければいいじゃない」と言われ、けんかになってしまった。親がした契約を今から解約できるか。（40代・女性）

▼結婚相談所から勧誘電話があり「初回無料でお見合いができる。その後気に入れば会員になればよい」と言われた。初回のお見合い相手が気に入ったので会員になったが、その後会うことはできなかった。初回の相手がサクラ会員だったのではないかと不信感を覚えている。（50代・男性）

結婚相手紹介サービスは事前に利用後のサービス内容を詳細に把握することは難しく、また、入会することで確実に結婚相手が見つかることが約束されているものではありません。サービス内容や料金についての説明をきちんと受け、その説明内容に沿った契約になっているのかを確認してから契約を締結するようにしましょう。

また、結婚相手紹介サービスは、サービスの提供期間が2カ月を超え、かつ契約金額が5万円を超えるものは、特定商取引法の適用を受け、クーリング・オフすることができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎてからでも、サービスの提供期間内であれば中途解約が可能です。不安に思うことがあれば、早めに最寄りの消費生活センター窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

（開設時間：平日8：30～17：00）

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ受付

消費者ホットライン ☎（局番なし）188番（いやや!）

※☎（局番なし）188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。